



特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当

現況届の提出

対象者に届の用紙を送付します。期間中に提出してください。期間 8月12日(金)～9月12日(月)

提出・問合先 障害福祉総務課

①【特別障害者手当】

**対象** 政令で定める著しく重度の障害(身体障害者手帳1・2級程度以上の異なる障害が重複または精神の障害・最重度の知的障害など)があり、日常生活動作行動が困難で、常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅者

※所得制限あり。施設入所時、3カ月を超える入院時は対象外  
**支給月額** 26,830円

②【障害児福祉手当】

**対象** 政令で定める程度の重度障害の状態(身体障害者手帳1級、2級の一部、療育手帳Aのうち最重度など)にあるため、

日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳未満の人  
※所得制限あり。施設入所中、障害を事由とする年金を受けている場合は対象外

**支給月額** 14,600円

③【経過的福祉手当】

**対象** 福祉手当制度廃止の際に福祉手当を受給しており、特別障害者手当および障害を事由とする年金を受給できない人  
※所得制限あり。施設入所時は対象外

**支給月額** 14,600円

※①②は審査があります。現在支給されている人は、申請の必要はありません。また、申請には各手当認定用の診断書が必要です。

③は経過的措置のため、新規の申請受付はありません。また一旦、資格喪失した場合、再度認定もできません。



心の輪を広げる体験作文・障がい者週間のポスター  
あなたの素直な気持ちを伝えませんか？

障害のある人となし人との心のふれあいの体験作文や、障害者への理解促進ポスターを募集します。入賞者には、賞状などを贈呈します。

【作文】 400字詰め原稿用紙(縦書き)で、小・中学生は2～4枚、高校生・一般は4～6枚

※点字や電子メールでの応募も可  
【ポスター】 小・中学生のみ。B3画用紙または四つ切りサイズ画用紙(縦長のみ)

**申込・問合先** 9月6日(火)(当日消印有効)までに郵送またはB3画用紙または四つ切りサイズ画用紙(縦長のみ)

大阪府障がい福祉企画課 企画グループ  
(☎)540-8570 大阪市中央区大手前2丁目1番22号  
☎06-6941-0351 Fax 06-6942-7215 へ  
※詳しくはホームページ(<http://www.pref.osaka.lg.jp/kei/kakusuishin/syougai-info/h28sakubunposuta.html>)をご覧ください。

平成28年度 臨時福祉給付金および

障害・遺族基礎年金受給者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金

消費税税率の引上げ(5%→8%)による影響を緩和するため、所得の低い人に対し暫定・臨時的な処置として「平成28年度 臨時福祉給付金」が支給されます。また、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金の引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者を支援するため、「低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金」が支給されます。この給付金を受給するためには申請が必要ですが、支給の可能性のある人には8月下旬に個別通知(申請書)を発送します。返信用封筒を同封しますので、郵送で申請してください。

【平成28年度 臨時福祉給付金】

**対象** 平成28年1月1日(基準日)において泉佐野市の住民基本台帳に記録されている人で、平成28年度分の市民税(均等割)が課税されていない  
※課税されている人に扶養されている人、生活保護受給者などは対象外  
**支給額** 1人3千円

【障害・遺族基礎年金受給者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金】

**対象** 「平成28年度 臨時福祉給付金」の対象者で、かつ該当する年金について平成28年5月分の受給がある人  
※「高齢者向け給付金(3万円)」の受給者は対象外  
**支給額** 1人3万円

申請期間

9月1日(木)～12月1日(木)  
(郵送の場合は当日消印有効)

担当課 障害福祉総務課

問合せ専用電話

☎0570-666-371

Fax463-8600



「臨時福祉給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください

●市や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。  
●ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。  
●市や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」を支給するために、手数料の振込を求めることなどは絶対にありません。